

令和3年1月3日	
資料提供	
和歌山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部	
問合せ先	畜産課 担当:筒井、片山
電話番号	073-441-2924(直通)

紀の川市における高病原性鳥インフルエンザにかかる 移動制限区域の解除について

高病原性鳥インフルエンザの清浄性確認検査の結果が陰性となり、その後の発生がないことから、移動制限区域を以下のとおり解除しますのでお知らせします。

1 移動制限区域の解除

農林水産省と協議した結果、令和3年1月4日(月)午前0時をもって、半径3km圏内の移動制限区域を解除します。

これにより、紀の川市で発生した高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う鶏や卵等の移動制限が全て解除となります。

2 消毒ポイントの撤去

令和3年1月4日(月)午前0時をもって、すべての消毒ポイントを撤去します。

番号	名称	所在地
1	県農業試験場	紀の川市貴志川町高尾160
2	紀の川市役所桃山支所	紀の川市桃山町元376

(参考)発生農場の概要及び防疫措置

○所在地 : 紀の川市

○飼養羽数 : 67,580羽(採卵鶏)

12月11日(金) 7時54分 殺処分終了

13日(日) 19時00分 防疫措置完了

家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は国内で報告されていません。